金利引下げ実現緊急対策本部本部長 全国青年司法書士協議会会長 大部 孝

(はじめに)

貸金業制度改正運動は、先の国会で改正案を成立させ、市民・消費者の声を反映した内容となり、私達の主張と概ね同様のものとなった。これも全青司2700人の会員が中心となり、地元市町村・県・国会議員を動かし、そして世論・マスコミなどを動かす事ができたことが大きな要因であったことを改めて述べておきたい。

同時に、この運動を通じて貸金業界をめぐる様々な疑惑、癒着の構造が明らかになった。業界への官庁出身者からの天下りの実態が明らかになったこと、さらには、消費者信用団体生命保険について、借り手の死因判明分に占める自殺率は、消費者金融大手5社の平均が、約25%(4人に1人)に及んだことが先の国会で明らかになった。

市民一人一人の自由と権利を擁護する立場にある全青司は、市民とともにある組織として、今後もさらに多重債務問題の抜本的解決に向け充実した制度構築を目指さなければならず、今後の活動がさらに発展していくことを祈念してこれまでの活動を若干振り返りたい。

# (司法書士と多重債務そして運動を振り返る)

司法書士が多重債務の問題に関与しだしたのは、いつからだろうかと考えてみた。

1983年に埼玉県の司法書士会員有志15名が「サラ金相談センター」を設立した。当時、同会員は、以下の発言を月報全青司(全国青年司法書士協議会会報)に寄せている。

「抵当権設定登記の本人確認として依頼者の自宅に行ったところ、ほんの数十分の間に、サラ金から督促の電話や電報までくる始末、サラ金地獄とは聞いていたが、その実態を肌で感じた」。

以上、当時は、司法書士の受任通知には取立禁止効がないなど、業務上の環境が十分でない中で、それでも「法律実務家として何をすべきなのか」、という強い考えが自らの行動を支配し、あとに続く活動の原動力になったと思う。その後は、いうまでもなく多重債務問題、とりわけクレジット・サラ金に内在する諸矛盾を明らかにしながら対外的にも宣明に諸活動が本格化され、全国一斉のクレジット・サラ金110番事業や市民法律教室事業などへと発展し、消費者の法的支援を前面に出し、他団体と共に活動をさらに発展していくことになる。同時に、目の前の依頼人をいかにして支援するかという法的なノウハウもさることながら、依頼人の背後にある問題、個人の尊厳に関わる法律家としてのスタンスを明らかにし、多重債務問題の本質を見極めていくことになる。

その後、高金利の法改正議論が浮上するたびに、対外的にも他団体と協調し、金利引き下げ活

動を行ってきた。

そして、20数年の司法書士の多重債務問題活動の中で、本改正議論は、大きな区切りを迎えることになった。

私達は現場において、依頼人が疲弊している姿を放置できないから、また、年間8000人以上の経済苦を理由とする自殺者の存在、200万人以上の多重債務者の存在などこれら不健全な社会を受け入れられないから、日々、労を怒りに変え、個人が真に尊重される健全な社会の実現を求めるために、2006年の高金利引き下げ運動に、全国2700人の会員と参画した。

### (請願運動)

当初、私達の運動のスタンスとしては、まず市民とともにある活動を軸に運動を展開することが世論や国会議員を説得しやすいとの視点から、その手法として都道府県・市町村の意見書採択活動を全国展開すること、さらに全国各地において企画・開催される、金利引き下げの集会には動員など最大限協力していくことなどを組織決定したのが、小澤吉徳直前会長率いる2005年10月頃であった。当時、既に長野県・石川県では、意見書採択運動の動きがあったので、これら先進県の取り組みノウハウを紹介しながら全国的に波及させていくことが可能となった。

その後は、全国の司法書士やその他団体と連携しながら運動を展開し、各地で地元県議会議員や市町村議員と接触した。今年4月10日現在では14都府県(長野、石川、熊本、大阪、宮城、岡山、秋田、福岡、島根、富山、群馬、兵庫、徳島、東京)と233の市町村議会で意見書採択がなされた。そして、その後も活発に6月議会及び9月議会と議会を経る毎に採択数は増えていった。

たしかに、請願運動の裏には、運動に関与した者にとって多くの苦悩があった。ある地域では、業界側との衝突もあり苦戦を強いられたり、また、ある地域では、地元議員への要請に時間を要したり、また党などの調整に難航した議会もあったと聞く。また、請願運動は、いわゆるクレサラキャラバンや金利引き下げ集会などのように大々的に行われるものと比較すると、一見地味な運動ではある。

しかし、私たち実務家が、日々の相談の中で、多重債務の社会構造上の欠陥や多重債務者の 痛みや苦しみを知る立場にあるものとして、直接議員と膝をつき合わせ、高金利引き下げが深刻 な多重債務問題を解決するために極めて重要であり、その解決が、地域社会にとっても有用であ ることを丁寧に、根気強く、また工夫をしながら要請をすることで、それを受けとめる側の理解 度、納得度もより大きいものになり、さらに、その受け手がそのまま、多くの市民に運動の趣旨 を伝えていくことで、飛躍的な運動の広がりを期待できることなど、請願運動の意義は大きかっ た。

結果、都道府県47のうち43において意見書採択がなされ、また、1100を超える市町村の議会においても採択がなされるに至ったことは、その広がりを正に証明するものとなった。

(最後に)

本貸金業制度に関する金融庁懇談会での審議状況や自民党内部での議論等がテレビや新聞で連日繰り返し報道される中、我々の主張と正反対の報道が幾度となく流されたが、決して振り回されることなく、地道に意見提言を何度も何度も繰り返し行った。確かに、業界側よりの報道の中でも、上限金利の特例を認める案と利息制限法区分の変更による実質利上げ案が流されたときは、全国の会員が怒りを隠せずにはいられなかったであろう。だからこそ改めて全青司魂を強固なものにする結果になり、全国の多くの仲間が得た議会意見書採択の活動を絶対に無にしないためにも、9月から10月の約2ヶ月間に渡り都内に詰めた者、また、全国の金利引き下げの集会に参加した者、デモ行進に参加した者、自民党本部前の街頭行動に参加した者、そして連携諸団体との迅速な連絡網を担当した者、さらに、金融庁懇談会の委員並びに与野党議員や法務省・金融庁などとの関係で迅速な調整・要請を担当した者、最後には、意見書などの作成を担当した全青司金利引き下げ緊急対策実現本部部員及び消費者問題対策委員会委員には、緊急なときなどは、一日数本の対外文書作成を担当いただいた。これら役割を担ったのは、決して一部役員のみだけではなく、全国の仲間である多くの会員の力であったことを述べて、最後に活動に参加された仲間に心より感謝申し上げ、今後の全青司活動の大きな発展を祈念し報告を終えたい。

「私たちの活動はいつまでも市民とともにあり」

金利引下げ実現緊急対策本部本部長代行 全国青年司法書士協議会副会長 稲本信広

### 1 法案成立

平成18年12月13日午前10時30分、参議院本会議において「貸金業規制等に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「改正貸金業法」と称する)が満場一致により可決成立した。全青司の代表として最後の成立に立ち会うことが自分の金利引下緊急対策実現本部(以下単に「実現」と称する)での最後の仕事であると考え、この本会議を傍聴した。その瞬間いろんな場面が頭をよぎっていく、全青司メンバーとのビラまき、デモ行進、金利引下げ集会、役員会や代表者会議における議論、全国金利引下連絡会議のメンバーの顔、そしてこれまで高金利被害に遭って苦しんでこられた被害者の方々の顔、息子を多重債務苦による自殺で亡くした両親の顔。

採決の時、涙が止まらずしばらくその場から動けなかった。運動を積極的に支援してくれ、全 青司の活動(厳密には「青年司法書士」という言葉)を国会質疑で発言してくれた議員と目が合 い、深く頭を下げ感謝の気持ちを表した。国会内においては手をたたくことは禁じられていたた め、当然ありがとうという発言も禁止されるであろう。その議員は私に向かって手を振ってくれ た。

## 2 金利引下げに対する熱い思い

「お金を返しても返しても金利ばかりで元金が減らないんです」涙を流しながら訴える相談者がいる。私たちはそのカラクリを知っているが、その相談者は知らない。金利が高いことは実感して知っているが、この利率が違法であることも、元金充当計算できることも、場合によっては過払いになる可能性があることも何もしらない。

利息制限法は強行法規であり、43条は極めて例外的に認められる余地のある(現在では認められる余地はないと考える)規定。昭和39年・43年の、経済的に救済を求める人々にとって光となる最高裁判決は昭和58年の貸金業規制法立法により暗闇に葬られた。

それから約20年後、これまで多くの消費者救済活動を展開してきた弁護士達の努力もあり、 最高裁は昭和58年立法の暗闇から再度多重債務者救済の光をくれた。そしてこれが、出資法上 限金利の引き下げと貸金業規制法の改正の原動力になったのである。

これまでどれだけの方々が高金利に苦しみ多重債務に追い込まれてきたのだろう。どれだけの 人々がこの最高裁判決があれば自殺せずにすんだのだろう、いや、皮肉にもそのような人々の存 在が今回の法改正のきっかけになったのだ。考えれば考えるほどつらい・・・。

今回はどうしても出資法上限金利の引下げ及び貸金業者の行為規制を厳しくする改正しかありえなかったのである。

正に当会の大部孝会長のフレーズのとおり「命がけ」での運動が必要だったのである。

## 3 改正運動

大部会長をはじめとする数人の実現のメンバーが寄稿しているであろうから、署名活動や地方 議会誓願活動の詳細は割愛させてもらうが、私にとって忘れられないのは9月9日の出来事であ る。

その日、大部会長と澤田章仁憲法委員長とともに憲法委員会の活動のため私は北海道にいた。 そこから午後からの千葉での金利引下げ集会参加のため東京羽田空港へ飛んだ。千葉へ行き金利 引下げ集会及び懇親会に参加後、同じく実現メンバーの若鍋敬治さん(以下「若さん」)と合流 した。

高金利引下げ全国連絡会の会議が前日開催され、9月11日(月)に自民党前でのビラまき活動をすることを提案されたが、前例がないことから消極な結論に至ったと聞いた。絶対にやらなければならない、みんながやらなければ二人だけででもやろう!と若さんと二人で決意を固めた。

翌日、被連協(全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会)の本多事務局長に電話するとちょうど被連協の事務局会議が神田の事務局で開かれているところとのことであった。ずうずうしく足を運び、自民党前でのビラまき活動は妙案である、早くやらなければ法案があっという間に提出され可決してしまう。今やれるだけのことをやらなければ金利は下がらない!と強く訴えかけた。事務局メンバーには澤口宣男会長や本多事務局長をはじめとして多くの被連協役員の方々が席を連ねていた。

被連協はこのビラまきに積極的に参加してくれるということになった。その中には飛行機や 新幹線をキャンセルしてまでビラまきに残ってくれる方もいた。

我々全青司も数人のメンバーが呼びかけに応じてくれた。中には直前(とは言ってもビラまき決めたのが直前だが)に知って翌日に東京まできてくれたメンバーもいた。九州から中山貴博さんと入山和明さんである。感謝したい。

ビラまきの日は9月11日月曜日である。3年前のこの日はアメリカにおいて同時テロが起こった日である。自民党前はものものしい雰囲気で、いつもより多くの警備員と警察が待機しているようであった。

その中でのビラまき活動は、警備をする警察にとっては迷惑以外の何物でもなかったであろう。しかし、我々は正に「命がけ」である。本多事務局長が交渉に入る、警察が麹町警察署と連絡を取りながら我々を牽制する。押し問答が始まる。この時の本多事務局長の燃えるような抗議は迫力があった。結局自民党の真ん前でのビラまきはあきらめたが、その横のコンビニの前あたりでのビラまきと、自民党本部の道向えからの抗議の演説は許された。平成15年7月18日の日栄(当時)最高裁勝訴判決のためのビラ配りを思い出した。一緒にビラまきをした、私をかわいがってくれた大先輩山本喜久男先生のことを思い出した。「絶対に金利は下げなければ」その思いで一杯だった。

# 4 国会議員要請

9月から11月にかけてかなりの回数国会議員と会った。幼い頃私の人生でここまで国会議員と会うなどとは夢にも思わなかった。こんな方々と会って自分なんかの話を聞いてもらえるのだろうかと臆するところもある。しかし何せこちらは「命がけ」である。気迫で圧倒する。井上幸介さんと実現本部副本部長の荻原世志成さんを中心とした力作の提言書の説得力が功を奏し、いくつかの政党からも正式に意見交換のオファーがあった。

同じく副本部長の谷崎哲也さんや番井菊世さんを中心として作った所謂「請願マップ」などは 議員を説得するには最高の武器となった。これこそ全国2700名存在する全青司会員の熱き思 いの結集であった。全青司こそがこの金利引き下げ運動の中心にいたといっても過言ではない。 議員要請はどんどん活発になり、最後には近畿から大勢の司法書士の方々がバスをチャーター して永田町に請願活動に来た。これにはさすがにたまげた、そして嬉しかった。

# 5 デモ行進

10月17日、日比谷公会堂において全国規模の金利引下げ集会とデモ行進が行われた。その2週間ほど前だったか、私にはひとつの心配があった。私は実現の本部長代行としてこの集会への全青司会員の参加要請ととりまとめをする立場にあったが、総勢2000名とも言う集会の中で金利引き下げ運動の中心にいると自負する全青司が果たしてこの大人数の中でどれだけの存在感を示せるか。全青司のために金利引き下げをするわけではない、それはわかっている。しかしこの運動を後世の全青司会員に伝えていかなければならない。そこで妙案が浮かんだ。全青司の色でTシャツを作ろう!

当日は全青司以外の各団体のメンバーが大勢そろった。当然様々な幟旗や横断幕もある。その中でひときわ目立つ全青司の幟旗と青いTシャツ、青い軍団の登場である。デモ行進の間もまとまって行進する青い軍団は一際目立った。堂々の金利引下げ要請デモである。最高の瞬間であった。これが極めつけだったのか、その後の国会の議論の中でも「司法書士」「青年司法書士」「全青司」の言葉がかなり飛び交った。国政の場でも金利引下げ・多重債務問題解決に関して司法書士、とりわけ全青司の存在感が示せた。

我々はこの運動を通じて、市民とともに歩む伴走者として声なき声を届ける役目を果たす必要性を再確認できた。

# 6 最後に

今回何とか出資法の上限金利を下げ、行為規制を強化する等の法律成立した。しかし、これだけでは多重債務問題は解決しない。我々にはまだまだ多重債務問題解決のためやらなければならないことがたくさんある。このことを深く認識しながら、立ち止まることなく次の活動を展開していかなければならない。

ただ、少なくとも今回の金利引下げ運動において一つの結果をのこせたのは成果として嬉しかった。

金利引下げ実現緊急対策本部副本部長 全国青年司法書士協議会常任幹事 谷崎哲也

2005年、日本司法書士会連合会(以下、日司連という。)の総会において金利引き下げについての決議がなされ、全国各地の司法書士会においても同様の決議がなされた。この決議に基づき、2006年9月から石川県や長野県、宮城県などが先駆けとなって全国青年司法書士協議会(以下、全青司という。)として、全国各地の青年司法書士会に呼びかけ全国各地の県議会、市町村議会(以下、地方議会という。)に対して高金利引き下げについて、主に以下の3つの事項を柱に地方議会での意見書採択を目指して請願活動の全国的な活動を行ってきた。

- ① 出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること
- ② 貸金業規制法43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること
- ③ 出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること

(利息制限法自体も現在の情勢に全くあっていない高利であることは間違いないが、この地方議会請願活動の当初は利息制限法の制限利率までの金利引下げさえ危うい状態であったため、最低限この3本柱は死守するという考えのもと始めた活動である。しかしながら、先進的にこの活動を推進してきた石川県や岡山県などにおいては、利息制限法の引き下げをも含めた意見書採択がなされており、宮崎県では保証料問題をも言及し、岐阜県では質屋の特例金利廃止をも盛り込んだ意見書の採択をしている。このような請願活動は今後の金利問題において検討に値する内容である。)

この地方議会請願活動については多重債務問題に関わる法律家や各都道府県においても温度差が激しく、この活動を初めて耳にされた方や興味を持っておられなかった方々も数多いと思うので、本請願活動の趣旨並びに目的について若干説明をさせて頂きたいと思う。

クレサラ問題に関わっている皆さんは日々の相談業務からすでに良くご承知のとおり、多重 債務問題が社会問題化して久しいにも関わらず、多重債務者及びその予備軍と呼ばれる市民の数 は増加の一途をたどっている。司法書士の同職の中には、この状態を「司法の敗北である。」と 表現される会員もおり、私自身も個人的には同じように感じてはいるが、このことは現代の多重 債務問題の深刻さが浮き彫りになっている確たる証拠ではないかと感じている。

これら多重債務問題は、長引く不況の中、生活費の不足や予想外の出費のために高利の消費者金融等で多額の借り入れを行い返済不能に陥った一般市民やバブルに踊らされたかと思うと手のひらを返したような銀行の貸し渋り等により事業費が不足した中小零細事業主などの"個人"がほとんどである。

また時を同じくして、経済的理由による自殺者も増加の一途をたどり、交通事故死を上回る数に昇っており、ホームレス問題、離婚、DV、犯罪等の被害や家賃、税金、給食費の滞納など、多重債務問題の余波が社会生活にまで広がり深刻な社会問題となっている。

このように多重債務に陥る要因は百人百様であるが、その原因のひとつに「高金利問題」があることは、まぎれもない事実である。現在、消費者金融は、出資法上限金利の年29・2%か又はそれに限りなく近い金利で営業している。(ただし、最近金利引下げの世論の批判を受けて、自主的に利息制限法の上限利率まで利率を引き下げる信販会社等があることは記憶に新しいと思う。)

この出資法の上限金利については、それまでの40.004%から2000年1月に29.2%へ引き下げられたのだが、2003年7月、ヤミ金融対策法(貸金業の規制等に関する法律(以下「貸金業規制法」という)及び出資法の一部改正法)制定の際に、施行後3年を目処に出資法の上限金利の見直しを行なうこととされた。この見直しの時期は2007年1月であり、2006年の一年間がまさに金利の法改正を検討する最重要な年であったことは間違いない。

現在、景気が回復(誰が実感できているかは、はなはだ疑問ではある。)したと言われ、ゼロ 金利政策が解除されたとは言え、わが国の公定歩合は年0・10%、銀行の貸出約定平均金利は 年2%以下という超低金利状況下である。そのような状態にもかかわらず出資法が規制する年29.2%という利率は一般に考えても市民を苦しめ、地獄へと導く暴利といっても過言ではない。 そのため、このような高利で借入をすれば、すぐに返済不能に陥いるのは目に見えており、多重 債務問題の抜本的解決のためには、出資法の上限金利を、少なくとも利息制限法の制限金利まで 早急に引き下げることが必要なのであった。

(今般の改正で利率の引下げが3年間据え置かれたことは残念であり、今後さらに利息制限法の利率引き下げ運動が必要であることは前にも述べたとおりである。)

また、出資法附則に定める日賦貸金業者(日掛け金融)や電話担保の特例金利については、集金による毎日の返済という形態や電話加入権の財産的価値が、すでに世の中の情勢にあっておらず、その必要性が失われていることから、これらの存在意義自体を認める必要性は皆無に等しく、通常のサラ金より更に異常な高金利である年54.75%を認める出資法の特例金利は直ちに廃止する必要がある。(日掛金融の特例金利についても廃止が3年間据え置かれたことは問題であり、この暴利をこれまで放置してきた責任は誰にあるのか、日掛金融は今後どの方向へ向かうのか、疑問な点は多い。)そして、利息制限法の例外を認め高利貸が蔓延する温床となった悪法であり、昨今の最高裁の判断によって、すでに死文化したことが明白である貸金業規制法43条は出資法の上限金利を利息制限法の制限利率まで引き下げることに伴い撤廃すべきである。(グレーゾーン金利が存在すること自体、立法府一部の貸金業者の利益追求のみを優先した悪の政策であったと反省すべきである。)

このように市民の無知に乗じた暴利行為による多重債務被害を撲滅するため、刑罰金利である 出資法の上限金利を利息制限法まで引き下げ、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利 を廃止し、悪法である貸金業規制法43条を撤廃することを目的として、多重債務者の現状を一 番良く知っている現場の法律家が市民の声を国会に届けるべく、各地方議会において、高金利引 下の意見書を採択してもらい、国会の衆参両議会及び関係各大臣への提出を通じて、全国会議員 に多重債務の現状とその被害撲滅の必要性を認識してもらい正しい法改正をしてもらうために この活動を全国に呼びかけたのである。

この請願活動の効果については、地方議会から提出された意見書を衆参両院議長が受け取り、関係委員会に参考送付され、議員へ配布される紙面などにも毎回掲載されるため、国会としては、この意見書は全国各地の民意として絶対的に無視することはできず、一部の有力議員によって金利自由化などが強行採決されるのを防ぎ、市民の意見としての金利引下げが実現可能となるであろうというところである。また、この請願結果は金融庁にも送付されるため、金融庁自体、この意見書については注目しているところであり、貸金業者側の会報などにおいても、この活動が脅威であると触れていること自体確実に成果が出てきている。

全青司では、この高金利引き下げ請願活動について、2005年9月から各単位会や会員に積極的に活動を呼びかけ支援し続けてきた。金利の問題は、当初2006年9月にはほぼ原案が出来上がるであろうといわれていたため、2006年6月までの定例議会がまさに正念場で勝負の時であると考えていた。そのため、司法書士だけではなく、その他の団体へも活動を要請したところ、日弁連や全国のクレサラ対策協議会、被害者の会、中央労福協等の労働団体、消費者団体へと発展し、平成18年3月議会、4月議会、5月議会、6月議会での全国の活動は大いに盛り上がりを見せ、2006年8月30日には、47都道府県議会中39議会、1820市町村中881議会という今までに例を見ない数にのぼった。

しかしながら、当初9月頃に決着しそうであった金利の問題が、その後、少額短期の特例金利設置の問題や利息制限法の金利区分変更(実質的金利引き上げ)の問題にまで発展し、改正案が右往左往するなか「改悪を絶対に許さない」「多重債務を撲滅する」という同じ志を持つ方々のおかげで、この活動はさらに大きな盛り上がりを見せ、全国各地の7月議会、8月議会、9月議会終了後、2006年12月現在、全国47都道府県中、43議会、1830市町村(東京都は区議会を含む)中、1136議会での採択にまで至り、この改正に大いに貢献したと思う。

この集計結果は、全青司の会員のみならず、この趣旨に賛同し地元で率先して請願活動をしていただいた方々、そしてたくさんの情報を寄せてくださった方々、その他、クレサラ対協、被連協、中央労福協等の労働団体、消費者団体など、各地の関連団体の皆さんのご協力があって集約できたものであり、地元で地道に活動していただいた皆さんには感謝と敬意を表し、本紙面を借りてお礼を申し上げたい。

最後に数十年に一度の大改正を経て、本請願活動を通して私が感じたことを述べたいと思う。 2005年9月に高金利引下地方議会意見書採択請願活動を全国的に広めるという議案が全青 司で挙がった時、私自身、単なる一会員でしかなく、この活動を主体的に担当するとは想像もし ていなかった。そして2006年度の全青司消費者問題対策委員長に就任し、この活動を中心的 に担わなければならない立場となった時は「この先どうなるのだろうか」と正直不安な気持ちで 一杯であった。実際、全国各地に地方議会請願活動の協力依頼をした際も「全青司が政治活動を するのか」などの批判を受け、全青司の会員の意識の共有すらできず、なかなか前に進まない状 況が数ヶ月続いた。しかし、地道に協力依頼を続けていくうちに、全国各地で、一人、また一人 と同じ意識を持っている会員の方々が増え、各都道府県の中心的役割を果たしてくれるようにな り、少しずつではあるが、この活動が浸透し、全国的な活動に広がりを見せ始めた時には本当に嬉しく感じたものである。そして、不安であった採択も、6月議会を経た時には、当初密かに(達成できるか不安であったため、決して口にできなかった。)定めた都道府県で40議会、市町村議会で1000議会での採択という目標は、今度は必ず達成できるとの確信に変わり、現実に目標以上のものを達成し、全国の市民の声を国会に届けることで、すばらしい法改正へと導いたことは間違いないと思う。

人間の一人一人の力は小さい。しかしながら、同じ目標、同じ志を持った"同志"が力を合わせれば、その力は何倍にも、何十倍にも膨れ上がり、大きなうねりとなって、政治や社会さえも変えることができる。この請願活動は全国各地の一人一人の方々が、また一つ一つの団体が、そして全国各地の地方議会が、多重債務問題の撲滅という大きな目標に向かって一丸となって取り組んだ証ではないかと思う。

この激動の時代に、私に貸金業法の改正という最前線に身をおかせてくださった全青司会員の 皆様、呼びかけに応えて地道な活動を続けていただいた皆様、そしてご協力いただいた各関係団 体の皆様、私を取り巻くすべての皆様に心からの感謝の意を表しながら本稿を終わりにしたいと 思う。本活動にご尽力いただいた皆様、ご協力本当にありがとうございました。 この運動から得たものを正しく継承したい~次のバトンを握るのは誰か

金利引下げ実現緊急対策本部部員 全国青年司法書士協議会相談役 小澤吉徳

全国青年司法書士会(以下「全青司」という)は、常に、市民・国民の立場に立って存在し、 社会的・経済的弱者の声を代弁していくことを標榜してきた。もちろん、その活動には限界があ るものの、一定の分野においては、すべての法律家団体の中でも最前線の実績を残してきたと思 う。そして、その一つがこの「出資法金利引き下げ運動」である。

全青司は、先人の努力により、早くからこの多重債務問題に深く関わってきた。すなわち、自己破産手続きや調停手続きの書類作成業務を基本として、法的ケアや弁済の履行の支援のみならず、各地に存在する「被害者の会」を通じてなど、多重債務に陥ってしまった方々の生活再建にかかる全般的な相談にも応じてきたのである。

それらの経験を通じて、全国の多くの司法書士が、この多重債務問題は多重債務者個々の問題ではなく、社会に深く根を下ろした極めて深刻な社会問題であるということを知らされたのだと思う。

そして、この事実を知った司法書士の心の内に、この問題の要因となっている様々な要素を是正するための運動に関与するべきである・・・・という当然と言えば当然の考え方(この運動に関わった全国の多くの司法書士に共通した意識ではないだろうか)が着実に根付き、今回の運動の大きな原動力になったものと思える。

さて、この「出資法金利引き下げ運動」であるが、当初から私の考えは決まっていた。これを 引き下げるべきであると。これが、長くこの分野に取り組んできた現場の法律実務家としてのシ ンプルな結論であった。従って、早くから結成された「全国高金利引き下げ全国連絡会議(井口 鈴子事務局長)」にも、全青司として積極的に参加し、弁護士団体を含む諸団体との連携につい ても積極的に考えていた。この辺りの詳細については、資料編に収録されている月報全青司に連 載していた拙稿「現場の声を法改正へ!出資法上限金利引き下げに関する運動の歩みと到達点~ 机上の理論とアメリカの圧力を跳ね飛ばせ!~をお読みいただきたい。

一方、これに反対する勢力は大きく、その理由は、主として「①金利は市場経済に任せるべきで規制の対象とするべきではない」「②金利を下げることによって、中小のサラ金業者の経営が立ち行かなくなる」「③金利を下げることによって、業者はハイリスク層に貸すことが不能となり、クレジット・クランチが起こる」「④貸付けすることができない業者が増えることによって、顧客はヤミ金融に流れる」といったものであり、それはそれで規制緩和論者にとっては説得力のあるものであったと思う(もちろん、現場の感覚から言えば、机上の空論と考えざるを得ない反

論も多かったのは事実であるが)。

例えば、③④について考えれば、当初から、私も瞬間的には起こりうるものと考えていた。ただ、そのような利用者は、既に多重債務状態に陥っていることが容易に推測できるわけであるから、法律家による債務整理が即座に受けられるような体制作りをすべきであると思うし、まさにその役割を全青司が担うべきであろう。今でもその考え方に変わりはない。

いずれにせよ、反論にはきちんと耳を傾けるべきであることは言うまでもなかろう。反論に対する再反論により議論が成熟することは、何もこの問題に限った話ではない。

この運動に参加した全青司会員は、おそらく何百名という数になるだろう。中央で運動をリードした対策本部の面々だけが運動に関わったわけではない。各地域において、地方自治体における意見書採択に奔走してくれた会員も、まさにこの運動の当事者である。そうした会員に対しても最大級の敬意を表したいと思う。

この運動を経て、全青司はまた一回り大きな法律家団体となったと感じる。それは決して対外的な評価ということではない。全青司という組織の足腰が鍛えられたという意味である。各地方の単位青司協との連携や諸団体との連携、そして、理解ある国会議員との連携、その全てが全青司を成長させてくれたと思う。その意味においては、今後の全青司活動が楽しみであるし、期待したいと思う。

平成18年10月17日、日弁連主催の1000人パレードには、全青司会員のみならず、全国から300人を超えるであろう司法書士が駆けつけた。贔屓目からかもしれないが、私は労働者団体の次に参加者が多かったのが司法書士であったと信じている。そして、大部孝会長を支えようと、お揃いの青いTシャツを着て、青いノボリを持って、決意表明をする大部会長の後方に集まった対策本部のメンバーの自信に満ちた清清しい表情を私は忘れることはないだろう。

一方、全青司のこの運動は、残念ながら報道されることが少なかった。しかし、私は、これも 贔屓目からかもしれないが、全国の地方自治体における金利引き下げの決議こそ、この運動の方 向性を決めた最大の要因であったと思うし、これを支えたのが全国に存在する全青司会員であっ たと確信している。また、金融庁と自民党による改悪案が出された後の対策本部の動きも、大き な原動力となったと思っている。具体的に言えば、抗議のビラ撒きや徹底した国会議員対策など である。大部会長を筆頭に、稲本信広本部長代行を中心とする九州の会員の熱心な活動には本当 に頭が下がる思いだった(もちろん、これに参加した関東のメンバーに対しても同様の思いであ るが)。

このような全青司の活動には、心より敬意を表したいし、前会長として誇りに思っている。

本書は、この全青司の運動の歴史を、次世代の司法書士に正しく継承することを目的として編

集されている。10年後の司法書士が本書を目にしたとき、どう感じるのだろうか。気の早い話で恐縮だが、私はその感想を聞きたい。現場に生きる司法書士として、様々な社会問題にどう関わっていくべきか、その一つの答えが本書には存在する。本書を読んだ司法書士は、間違いなく、私たちからバトンを受け取ることになるのだ。その受け取ったバトンを是非しっかりと後輩に受け継いで行ってほしい。

金利引下げ実現緊急対策本部部員 全国青年司法書士協議会幹事 井上幸介

# はじめに

本年は出資法の上限金利見直しの年にあたり、全青司において様々な活動を行った。当初、多 重債務問題の抜本的な解決を目指し、グレーゾーン金利の撤廃等、順調に進んでいるかに見えた 出資法等の改正議論であったが、自由民主党の当初改正案において突如、少額短期特例金利や、 利息制限法制限金利の金利区分の見直し等の「改悪」案が浮上、運動は危機を迎えた。しかし、 関係諸団体とともに国会議員要請他様々な活動を行った結果、最終的には、充分とは言えないな がら、多重債務問題解決に向けての第一歩として一定の評価を与えることが出来る改正が行われ たと考える。

私は地元三重での請願活動や中部近県で行われた集会への参加、意見書等の作成に携わらせていただいたが、どのようなスタンスで高金利、多重債務問題を考えてきたかについて、述べることとしたい。

### 活動のスタンス

私は、平成12年12月に司法書士登録し、業務を開始した。翌年10月に静岡県において開催された第30回全青司全国研修会参加レポートから一部抜粋する。

「私は昨年の12月に開業したばかりですが、司法書士会やその支部が開催する相談会に参加する中で、多重債務を負っている人々がいかに大勢いるかということに正直驚いています。

分科会前半、静岡の芝 豊氏の講義はこのようなクレサラ問題について、消費者金融業界の現状(莫大な利益を上げている)やこの問題と司法書士との関わりを解説し、今後我々はどのようなスタンスでこの問題に取り組んでいくべきかについて一つの指針を示す内容でした。なかでも印象に残っているのは、参加者からの質問に対する、芝 氏の「確かに無知で不誠実な債務者からの相談もあるとは思うが、このような無知で不誠実、約束を守らないような者にも金を貸すところがある。債務者の向こう側にはこのような業者が存在しているということを忘れてはならない。」という言葉です。この発言は、融資を行う業者にも問題があるのではないかという芝 氏の考え方を端的に示すものだと感じました。」

また、平成16年4月に京都で行われた全青司役員会での発言(テープ起こしがされたもの) では次のように述べている。

「この金利の問題なのですけれども現在、現行は金利の二重構造というのが存在して、貸金業規制法の要件を満たさないままで利息制限法超過の金利というものを取得する業者に対しては大変怒りを覚えるといか、ここはおそらく皆さん同じ部分であると思います。では適正な金利というのがどの水準なのかと言われると、正直私自身いま現時点では答えに窮するというところはあります。基本的にそのお金の価値、金利というのは本質的には需給によって決定されるのだろうと

いうような考え方というのが私自身の中にあることは事実なのです。

私は司法書士になって4年目ぐらいです。債務整理の事件を受任するようになって、この全青司の活動というものにも参加するようになって知ったことというのが、当事者間の合意のみに任せていては絶対にいけないという世界が現に存在するということだと思います。貸し手と借り手というのは、基本的に、圧倒的に貸し手のほうが有利な状態にあって、金利選定というか、選ぶ余地のない状態、――というのが働いていないということをすごく自分自身認識をしたというのが正直なところだと思うのです。この意味で、金利規制というのは私自身は絶対に必要だというふうに考えています。

高金利、今の金利の見直しというところを、3年後に見直しというのがあるわけですし、そういった意味でこの連絡会(高金利引下げ連絡会)との関係は続けていくべきだというふうに考えています。運動の方法論とか細かい部分については当然違いというか、職能団体としてのスタンスというところで違いはあろうかと思いますけれども、基本的な方向というのは同じであるのだろうというふうに私自身考えています。

実際に水準はどうなのかと、ちょっと乱暴な言い方、私個人の意見としてお聞きいただきたいのですけど。金利の規制、一定程度の儲けを取るというのは営業活動としては許されるけれども、それ以上の儲けというか、暴利と言われるようなものというのは、それは有利な立場を利用した暴利だろう。これが金利規制なのではないかと。当然金利というのは絶えず変化すると思います。最終的に私が考えるというところは、例えば市中金利の何倍かというところの水準、この水準というのをどういうふうにこれから、理論的にも実証できて、その提言なり何なりというのをしていく必要があろうかと思います。」

本年度の高金利引下げ活動は、上記を実践する機会を与えていただいたわけであり(無論具体的な金利水準の提言等、残された課題は山積であるが)大部会長以下執行部の皆様には感謝申し上げたい。

私は市場原理を否定するものではない。しかし、市場原理には限界があり、市場原理ににゆだねてはならない分野に、この原理を持ち込もうとする動きには断固反対する。自己責任の名の下に、賢い消費者が求められる一方、多重債務問題をはじめ、消費者被害は増え続けている。このような現状にあってこそ私たち現場の法律家の存在価値があると信じている。

#### おわりに

高金利引下げ活動は、今年一定の結論を得た。しかし大切なのはむしろこれからであることは 異論がないだろう。利息制限法の制限金利を含めた適正金利の問題、あるいは法的セーフティネットの構築等残された課題は多い。今後も多重債務問題の抜本的解決のために活動を行っていく 所存である。

金利引下げ実現緊急対策本部部員 全国青年司法書士協議会幹事 余村博樹

平成18年12月、出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げる等の改正がなされた。この改正がわが国の市民経済に与える影響は大きなものであるが、改正議論を通じて貸金業者などの金利引き上げ派(または自由化論者)が好んで吹聴し、まことしやかに囁かれた噂がある。「金利を下げるとヤミ金が増える」というものである。

さて、ヤミ金と聞いて、いわゆるトイチを思い出された方も多いのではないだろうか。(1)で貸金業規制法上の登録を受けた貸金業者(消費者金融)でありながら、利息制限法どころか出資法をも超過する犯罪利息を請求する貸金業者である。最近になっても、まだ雑誌などの広告によってヤミ金被害を受ける市民が後を絶たないが、このヤミ金もまた、(1)の登録貸金業者が多いのである。さらに、出資法の引き下げによりこれまでの高金利が制限されることになる貸金業者の中には、うまみがなくなったとしてヤミ金に鞍替えをするものもあるという噂である。これらは一体何を意味するのだろうか・・・

「金利を下げるとヤミ金が増える」。これが事実であるとすれば大変忌々しきことであるが、そもそもこの問題は金利の操作によって解決すべき性質のものではなく、犯罪の摘発とセーフティーネットの構築によって解決を図るべき問題なのである。そこには、ヤミ金らに手を出さずとも健康で文化的な生活が営める社会であることと共に、安心して相談できる専門的相談機関の存在が必要である。後者については、ヤミ金を含めた金融被害が一般市民に広範に及んでいる事実に鑑みて、「市民と共に歩む法律家」「市民のための法律家」である我々司法書士がその担い手として立ち上がらなければならない。これを具現化する事業として、全青司では「全青司ホットライン(当番司法書士)」を構築しており、本稿が冊子になる頃には全国で稼動しているはずである。この全青司ホットラインが、いわば民事110番として市民に広く認知・利用されることで、今般の法改正の趣旨が完遂される一助となるものと期待している。

改正法の施行はまだ先であるが、市民への影響が大きいこの改正は、実はもう負の大きさをもってその影響が出始めている。うまみを失った高利貸金業者の廃業などである。これにより、高利貸金業者は違法利息に対する市民による返還請求の機会を奪い、違法利益の確定的保有を図っているともいえるのである。このような、いわば違法利息の取り逃げを許さず、法に従った適正な解決を図ることもまた、我々法律家司法書士に課された責務である。ここでもまた、市民のための全青司が、その声を全青司ホットラインなどによって確かに受け止めて、大きな力を発揮することが期待されるのである。

今回の法改正において、全青司はその宣言どおり、「司法書士=市民のための法律家」性を大きく発揮したといえよう。地方議会への請願活動はじめ、国会議員への連日の説明と要請、シンポジウムの開催など・・・まさに日々市民の苦しむ生の声を聞き、その被害を肌で感じているか

らこその身を捨てた活動であった。その根底には、被害の実態と法を知る我々司法書士が立ち上 がらなければならないという、強い信念と責任感が確かにあったのである。そしてそれは、同じ く高金利である利息制限法の引下げへと繋がるのである。

現在、わが国において、民事上利息の上限を定めている法律が利息制限法であることはご存じのとおりである。ここで市中金利との比較による適正金利の設定をするには浅学のために叶わないが、遅延損害金利率との比較であれば、この身にも可能であるやに思われる。つまり、市中の遅延損害金利率と利息制限法上の通常利率とを比べてみれば、その適正・不適正を考察するについて参考ともなろうと思われるのである。

そこで、市中の遅延損害金利率を2、3みるに、大よそ14パーセントから15パーセントの間である。ここに遅延損害金とは、すなわち債務の履行である弁済を遅滞したために課される、いわばペナルティーである。現在のわが国の経済社会において、ペナルティーとして課せられる利率が15パーセント未満であるのに対して、合法に取得できる通常利息の上限が15パーセント以上であることは、果たして適正であろうか。

問題はもう一つある。我々全青司は、多重債務なき社会を実現するために様々な活動を行ってきたが、その中で、利息制限法の上限利率での借入れを発端として多重債務へと陥るケースが相当数存在することを被害実態として把握しているのである。つまり、現在のわが国では、利息制限法の上限利率で借入れても多重債務に陥る市民が相当数存在するのである。そして、その責めを、一人当該市民にだけ負わせることが適切・妥当でないことは、市民のための法律家である我々司法書士は身に沁みて分かっているのである。

このように、市民のための法律家集団である我ら全青司の、市民の権利を擁護する活動は、 果てしなく続く。

その行く道には、全国 2 6 0 0 余名の、一人一人の法律家司法書士の熱いマインドの灯りが燈されているのである。

今後とも、全青司ホットライン(当番司法書士)や利息制限法の引下げなど、市民のための法律 家=司法書士を具現化する全青司事業へのご協力をお願いして、法改正にかかる全青司活動報告 を終わりたいと思います。

金利引下げ実現緊急対策本部部員 全国青年司法書士協議会幹事 入山和明

### 1 高金利問題との出会い

平成18年3月、当時私は新人研修中であったが親しくさせていただいていた大部会長、谷崎委員長から、全青司が金利引き下げ活動に取り組んでいることを知った。当時、長崎でクレサラ問題に精力的に取り組まれていた故山本喜久夫先生の事務所を引き継ぐことになっていた私は、当然のように興味を抱いた。興味という言い方は正確ではなく、使命感と言ったほうがよいだろう。なぜか、理屈もなく「立たねばならぬ」と思っていた。

まだ、実務経験も無く、何より司法書士登録もしていなかった時点であって現場の被害というものを知らなかったのが、このクレサラ問題は、社会の構造的な歪み・・・によってもたらされている、となんとなく感じていた。

そこで手始めに行ったのは、地方請願である。北九州市出身なので、少しはコネがあり、よく要領はわからないが、やってみた。議員さんに突撃電話をいれ、アポをとる。谷崎委員長から 資料一式をもらい、地元の司法書士と一緒に議員のもとへ。

なにがなんだか、わからないまま、請願をお願いしてきた。非常に緊張したことを今では懐かし くもある。

#### 2 シンポ・集会

春から夏へむかう頃、全国各地でクレサラ関連の集会が開催された。

様々なテーマで開催されていたのだが、どの集会でも「金利引き下げの必要性」に言及していた。 出来るだけ時間のある限り、それら集会に参加していった。そこでは、全国各地から集まる全 青司のメンバーに毎回のように顔を合わせていた。みんなの熱い想いに触れて、私の中のボルテ ージも上がってきた時期であった。

特に、名古屋の集会ではデモ行進を初めて経験した。市内目抜き通りを200人ほどでシュプレヒコールをあげたとき、照れを感じていたのもつかの間、声を上げることは私たち一人一人でも出来るではないか、と認識を強くした。

#### 3 高金利引き下げを求める長崎市民集会(8月26日)

上記名古屋での刺激を受け、これは是非地元でも集会を開催しようと企画を起こした。

9月には審議がなされるであろう臨時国会が召集されるので、やるならその前しかない。準備期間は2ヶ月しかなく、本当にできるのかと迷いもあったが、やるかやらないかの二者択一ならば答えは一つだった。

長崎には青年会がなく、社会運動に熱心な方も多くはない状況だったので、慣れない事であっ

たが一人での準備となった。

講師、会場、内容、資料、デモの許可、広報とよくわからないままの準備の中、一番悩んだのは記者会見であった。何をどうすればよいか分からなかったのだが、全青司の先輩にやり方を聞きつつ準備をすすめた。集会には、市民の方をはじめ、全国から全青司のメンバーが参加し約150名が金利引き下げを求め気勢をあげた。東京からは、若鍋さんが駆けつけてくれ、これが彼との最初の出会いとなった。

しかし、この集会の直前に金融庁の改正素案の情報があり、その中で「短期小口の特例金利」なるものが盛り込まれていた。

法規制を全く骨抜きにするものだ、と憤慨しながらも、今回の運動は負けなのかと敗北ムード やあせりも感じた。

今後は、この後出てきた「利息制限法の区分見直し」とこの「特例金利」が運動の争点の2本柱となった。

## 4 議員要請

臨時国会を目前にした、全青司京都全国研修。夜の懇親会で大部会長に弱音を吐いた。「このまま変な改正をされると悔しい。なんだか負けそうだ」と。

翌日、大部会長より「とことんやる」と題されたメールがあり、とりあえず国会に行ってみますかとなった。

そこからの展開ははやく、引き下げ実現対策本部が設置され、国会議員へのアタックが始まった(9月7日)。手の空いているメンバーは出来るだけ東京に集合し、約束のとれ次第、議員さんに要請をしていった。手にしている意見書は全青司の頭脳が起案したもの。この後、意見書や声明文をいくつもだすことになるのだが、非常によくできていて私はいつもすごいなー、と感心することしきりだった。

第一次国会要請からはじまり、その後は金融財務委員を中心に与野党問わず議員要請は続き、議員会館で昼食をとる機会も多かった。食堂の一角を全青司のメンバーで占領し、移動対策本部もかくやとばかりにその場でPCを開き、起案や各所とのメール連絡などしていた。周りからは騒々しい連中と見られていたはずだ。

## 5 ビラ配り

9月10日から11日(特例法案への反対声明、7時半集合)

とある日曜の夜、自民党の金融小委員会の開催に合わせ、被連協がその朝に自民党本部での 抗議活動をするとの情報を ML で知った。自民党金融調査会小委員会内での議論で「利息制限 法」の実質利上げ案があがっていることを受けて直接抗議行動をするのだという。これは全く、 消費者保護の趣旨に反するものであり、許されるものではない。ただ、自民党内から出たという ことでボディブローのように効いた。

とりあえずやれることはやっていくと、その時思っていたから、これから行くことにした。

大急ぎで調べると、翌朝一番に着くルートがひとつあった。

大急ぎで21時発の最終博多行きに乗り、博多で乗り換え、午前1時に小倉到着。その夜は小倉に泊まり、翌朝5時発で羽田入りした。北九州―羽田は早朝・深夜便が就航しているのだ。無事、自民党本部に到着し、ビラまきとアピール行動を全国から集まった被連協と全青司のメンバーでおこなう。私もマイクを握っておらんだりした。(おらぶ、とは九州弁で叫ぶの意味)その後も、抗議活動があると聞けば、自民党本部や金融庁などどこでも顔を出すようにして、私の金利引き下げ活動をおこなった。そのひとつひとつの活動の持つ意味は、目に見えないような微々たるものである。効果の程を疑問視する声もあるだろう。

しかし、私は単なる頭数動員でもよいと思っている。もしなんら声を上げず、意見表明しなければ、私たちまたは市民を絡み取ろうとする大きな力に権利侵害され続けるのだ。 市民と伴走する法律家として、沈黙しておくことは出来ない。師匠にあたる故山本先生も最高裁でのビラ配りをはじめ、消費者保護運動に多大な尽力をされてきたと聞いている。胸に熱いものを感じながら出来るだけの事をやっていたように思う。

こうした活動がマスコミ報道されだし、世論の風が吹きだしたのは、この時期だったように思う。

# 6 その後

10月17日は、金利引き下げを求める関係諸団体による国会デモ行進が行われた。日比谷公園から国会まで、2000人でアピール行動をしようとするものだった。当日は、対策本部のメンバーだけでなく、まさに全国から多数の司法書士が集まりデモにおいても力強くその存在感を示した。国会周辺の大きな道路を埋め尽くし、先頭も後尾も見えないような長い隊列のデモは、参加者の目にも精悍で身が震えるほどの感動を覚えた。全青司の青いノボリ旗と青いTシャツの一団のなか、私は精一杯の声を張り上げた。

翌18日は、日掛け金融対策の国会内集会に参加し、日掛け金融の被害を訴えさせていただいた。

### 7 結び

12月13日水曜日。参議院本会議で改正貸金業法が全回一致で成立した。ほぼ私たちが希望した内容での法案通過となった。特例金利も施行時期も利息制限法も退けた形だ。どの時点で逆転したのか定かではないが、いつのまにか全面勝利に近い決着となった。先に通過した衆議院で全会一致を見た際に涙を流してしまったので、この日は泣くことはなかったが、少し力が抜けるような感覚があった。

思い起こせば、9月10月の頂上決戦時はただがむしゃらに駆け抜けた気がする。この期間、 東京で過ごした時間は長かったのだが、そこにはいつも全青司の仲間がいた。想いをひとつにす るそんな仲間と出会えたことは個人的にはかけがえのないものとなるだろう。また、そんな仲間 と一緒に歴史の動いた瞬間に立ち会えた事は、非常に光栄なことだと思う。 金利引き下げを勝ち取った事は素晴らしいことだ。ただし、慢心することなど決して出来る状況ではなく、新たなスタート地点と捉え高金利による悲惨な被害のない社会を目指し尽力しなければいけないと決意を新たにするものである。